

新旧対照表

○千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱

新	旧
千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱	千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱 <u>の制定について</u>
制定 平成12年 3月30日 自第 656号 改正 平成23年 3月28日 自第 2501号 改正 平成24年 3月21日 自第 2054号 <u>改正 令和 年 月 日 自第 号</u>	<u>千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱</u> 制定 平成12年 3月30日 自第 656号 改正 平成23年 3月28日 自第 2501号 改正 平成24年 3月21日 自第 2054号
(趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定による千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）に関する公園事業の執行に関しては、 <u>条例及び</u> 千葉県立自然公園条例施行規則（昭和35年千葉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定による千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）に関する公園事業の執行に関しては、千葉県立自然公園条例施行規則（昭和35年千葉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。
(公園事業執行協議（認可）及び変更協議（認可）に係る審査事項及び審査基準) 第2条 規則第4条第1項及び規則第6条第1項の規定による協議又は申請（以下「申請等」という。）の審査事項及び審査基準は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。	(公園事業執行協議（認可）及び変更協議（認可）に係る審査事項及び審査基準) 第2条 規則第4条第1項及び規則第6条第1項の規定による協議又は申請（以下「申請等」という。）の審査事項及び審査基準は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。
(認可の条件) 第3条 条例第9条第10項の規定による条件は、申請者がこれに違反した場合に、条例第13条第3項第2号の規定による認可の取消し又は条例第33条第2号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として国定公園事業執行認可等の取扱要綱 <u>別表</u> に掲げる例文によるものとする。ただし、 <u>自然環境保全の観点並びに</u> 安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、国定公園事業執行認可等の取扱要綱 <u>別表</u> に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切	(認可の条件) 第3条 条例第9条第10項の規定による条件は、申請者がこれに違反した場合に、条例第13条第3項第2号の規定による認可の取消し又は条例第33条第2号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として国定公園事業執行認可等の取扱要綱 <u>（別表1）</u> に掲げる例文によるものとする。ただし、安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、国定公園事業執行認可等の取扱要綱 <u>（別表1）</u> に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付す

新	旧
なものを付すことができるものとする。 2 条例第9条第2項の規定による協議に際しては、国定公園事業執行認可等の取扱要綱<u>別表</u>に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。 3 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。	ことができるものとする。 2 条例第9条第2項の規定による協議に際しては、国定公園事業執行認可等の取扱要綱<u>(別表1)</u>に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。 3 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。
(承継の協議又は承認に係る審査事項及び審査基準) 第4条 <u>規則第8条第1項、第3項及び第5項</u>の規定による申請等の審査事項及び審査基準は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。	(<u>合併、分割又は相続による</u>承継の協議又は承認に係る審査事項及び審査基準) 第4条 <u>規則第8条第1項及び第3項</u>の規定による申請等の審査事項及び審査基準は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。
(改善命令) 第5条 条例第10条の規定による公園事業に係る施設の改善その他の当該自然公園事業の執行に関する改善命令は、公園事業の適正な執行の観点から、公園事業の執行内容が不適当と認められるときに行うものとし、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。	(改善命令) 第5条 条例第10条の規定による公園事業に係る施設の改善その他の当該自然公園事業の執行に関する改善命令は、公園事業の適正な執行の観点から、公園事業の執行内容が不適当と認められるときに行うものとし、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。
(公園事業認可取消しの<u>手続</u>) 第6条 条例第13条第3項の規定により公園事業の執行認可を取消す必要があると認めた場合には、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。	(公園事業認可取消しの<u>手続き</u>) 第6条 条例第13条第3項の規定により公園事業の執行認可を取消す必要があると認めた場合には、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。
(原状回復命令等に当たっての<u>手続</u>) 第7条 条例第14条の規定による原状回復等を執るべき旨の命令は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。	(原状回復命令等に当たっての<u>手続き</u>) 第7条 条例第14条の規定による原状回復等を執るべき旨の命令は、国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。
(不認可等に係る指令書の交付の取扱い) 第8条 次の各号に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知っ	(不認可等に係る指令書の交付の取扱い) 第8条 次の各号に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知っ

新	旧
た日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。 (1) 条例第9条第2項の規定による執行の協議への異議 (2) 条例第9条第3項の規定による執行の不認可 (3) 条例第9条第6項の規定による公園施設等の変更協議への異議又は不認可 (4) 条例第10条の規定による公園施設等の改善命令 (5) <u>条例第11条第1項から第3項まで</u>の規定による承継協議への異議又は不承認 (6) 条例第13条第3項に規定する執行認可の取消し (7) 条例第14条の規定による原状回復命令等 (国の機関が執行する公園事業の取扱い) 第9条 条例第17条第2項に規定する国の機関が執行する公園事業の協議については、条例第9条第2項に規定する地方公共団体の執行する公園事業に準じて取り扱うものとする。 (県の自然公園条例を分掌する課以外が執行する公園事業の取扱い) 第10条 県の条例を分掌する課以外が執行する公園事業については、条例第9条第1項により取り扱うものとする。この場合において、執行等の手続きは条例第9条第2項を準用し、<u>規則別記第1号様式、第5号様式から第7号様式まで及び第9号様式</u>については、「千葉県知事」を「環境生活部長」に、読み替えるものとする。 (協議の標準処理期間について) 第11条 次の各号に掲げる協議の標準処理期間については、地方自治法第250条の3の規定により次のとおり定める。 ただし、協議書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。 (1) 条例第9条第2項の公園事業執行の協議 34日 (2) 条例第9条第6項の公園事業の内容の<u>変更協議</u> 34日 (3) <u>条例第11条第2項</u>の法人の合併（分割）による公園事業の承継協議 30	た日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。 (1) 条例第9条第2項の規定による執行の協議への異議 (2) 条例第9条第3項の規定による執行の不認可 (3) 条例第9条第6項の規定による公園施設等の変更協議への異議又は不認可 (4) 条例第10条の規定による公園施設等の改善命令 (5) <u>条例第11条第1項又は第2項</u>の規定による承継協議への異議又は不承認 (6) 条例第13条第3項に規定する執行認可の取消し (7) 条例第14条の規定による原状回復命令等 (国の機関が執行する公園事業の取扱い) 第9条 条例第17条第2項に規定する国の機関が執行する公園事業の協議については、条例第9条第2項に規定する地方公共団体の執行する公園事業に準じて取り扱うものとする。 (県の自然公園条例を分掌する課以外が執行する公園事業の取扱い) 第10条 県の条例を分掌する課以外が執行する公園事業については、条例第9条第1項により取り扱うものとする。この場合において、執行等の手続きは条例第9条第2項を準用し、<u>規則別記第1、5、6、7及び9号様式</u>については、「千葉県知事」を「環境生活部長」に、読み替えるものとする。 (協議の標準処理期間について) 第11条 次の各号に掲げる協議の標準処理期間については、地方自治法第250条の3の規定により次のとおり定める。 ただし、協議書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。 (1) 条例第9条第2項の公園事業執行の協議 34日 (2) 条例第9条第6項の公園事業の内容の<u>変更の協議</u> 34日 (3) <u>条例第11条第1項</u>の法人の合併（分割）による公園事業の承継協議 30

新	旧
日 (認可等の標準処理期間について) 第12条 次の各号に掲げる認可等の標準処理期間については、千葉県行政手続条例第6条の規定により次のとおり定める。 ただし、申請書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。 (1) 条例第9条第3項の公園事業執行の認可 34日 (2) 条例第9条第6項の公園事業内容の変更認可 34日 (3) <u>条例第11条第1項から第3項までの譲渡等による</u>公園事業の承継承認 30日 (その他) 第13条 この要綱に定めのない事項等については、別に定める国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。 附則 (平成12年3月30日 自第656号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成12年4月1日から実施する。 附則 (平成23年3月28日 自第2501号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成23年4月1日から実施する。 附則 (平成24年3月21日 自第2054号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成24年4月1日から実施する。 附則 (平成24年3月21日 自第2054号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成24年4月1日から実施する。 <u>(施行期日)</u> <u>1 この取扱要綱は、令和 年 月 日から実施する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この取扱要綱の規定は、この取扱要綱の実施の日以後にされる千葉県立自然公園に関する公園事業の執行に係る手続について適用し、この取扱要綱の</u>	日 (認可等の標準処理期間について) 第12条 次の各号に掲げる認可等の標準処理期間については、千葉県行政手続条例第6条の規定により次のとおり定める。 ただし、申請書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。 (1) 条例第9条第3項の公園事業執行の認可 34日 (2) 条例第9条第6項の公園事業内容の変更認可 34日 (3) <u>条例第11条第1項及び第2項の法人の合併(分割)等による</u>公園事業の承継承認 30日 (その他) 第13条 この要綱に定めのない事項等については、別に定める国定公園事業執行認可等の取扱要綱に準じて取り扱うものとする。 附則 (平成12年3月30日 自第656号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成12年4月1日から実施する。 附則 (平成23年3月28日 自第2501号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成23年4月1日から実施する。 附則 (平成24年3月21日 自第2054号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成24年4月1日から実施する。 附則 (平成24年3月21日 自第2054号) (施行期日) 1 この取扱要綱は、平成24年4月1日から実施する。

新	旧
<u>実施の日前にされたこれらの規定による手続については、なお従前の例によ</u> <u>る。</u>	